

午前10時12分

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 欠席委員連絡（小野沢委員）
- 

午前10時12分開議

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 開会宣告
  - ・ 議題の確認
- 

1 調査事件

(1) 函館市公害防止条例の見直しについて

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、公害防止条例改正検討委員会から、市に提出された検討結果報告書が、10月13日付けで配付されているが、資料を含め、条例を見直す理由や今後のスケジュールについて説明を受けるため、理事者の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ 理事者の入室を求める。

（環境部 入室）

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 資料を含め、条例を見直す理由や今後のスケジュールについて説明をお願いします。

○環境部長（湯浅 隆幸）

- ・ 本市の公害防止条例は昭和48年4月に施行し、一定の役割を果たしてきたものと考えているが、施行後40年以上が経過し、この間、公害防止技術の進歩や公害関係法令の充実などにより、環境基準を概ね達成するなど、市内の環境の状況も大きく変化していることから、今般、現状において必要な規制内容や基準とするべく、公害防止条例を抜本的に見直すこととしたものである。見直しに当たっては、公害に関する専門的見地からの検討が必要と考え、本年4月に有識者5名からなる検討委員会を設置し、今月2日まで、計4回にわたり協議検討が行われた。この報告書は、これまでの検討結果が取りまとめられたものであり、今後、この報告書を踏まえ、条例改正案を策定したいと考えている。なお、条例改正案については、パブリックコメントなどの手続きを経て、平成30年第1回市議会定例会への議案提出を予定している。私から以上だが、資料については担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○環境部環境対策課長（粟谷 正尚）

- ・ 私から説明させていただくが、公害防止条例を見直す理由などの概要版があるので、それを配付させていただいた上で概要版に沿って説明させていただきたいと思うが、よろしいか。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ お願いします。

(資料配付：函館市公害防止条例の見直しの概要(環境部調製))

○環境部環境対策課長(栗谷 正尚)

- ・ 資料説明：函館市公害防止条例の見直しの概要(当日配付資料)

函館市公害防止条例改正検討結果報告書について(平成29年10月13日付 環境部調製)

(資料説明の途中、栗谷課長より、環境基本条例との対比をした資料(「前文、総則、公害の防止に関する施策、規制基準の定めのない公害に関する規制の見直しについて」)を配付の上、説明したい旨の要請があり、委員会はこれを了承した。)

○委員長(齊藤 佐知子)

- ・ お聞きのとおりである。ただいまの説明の中で、確認したい点について伺っていくが、本件については、今後、環境審議会からの意見聴取を経て、市の考え方を取りまとめ、最終的に2月定例会で議案として提出されるとのことであるので、このことを踏まえて、発言をいただくようお願いする。

○能登谷 公委員

- ・ 世間で言うごみ屋敷、ごみを片付けることができない人がいて、私も二、三軒知っている。無くなったところもあるが、まだふえている部分もある。そういう部分というのは、悪臭もすごいし、生活するにもごみのはみ出してきて大変、あるいは火事になれば大変であるということもあるが、こういう部分は、公害防止条例の中には入らないのか。

○環境部環境対策課長(栗谷 正尚)

- ・ 悪臭という観点で、私も現地確認をすることがあるが、根本的な問題はごみ、廃棄物云々ということなので、公害はあくまでも典型7公害——大気、水質、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、ここの部分がいわゆる公害ということであるので、廃棄物の問題については、違う法令なり条例で対応するというふうに考えている。

○能登谷 公委員

- ・ 悪臭がしていても、ごみのほうの部分の中で対応するということがわかった。
- ・ 今、一番大変なのは近隣騒音という部分で、先日来、課長にも会って、個人的にと言ったらあれだけれども、近隣は何もないのだが、その家だけ、その人だけが感じ得る騒音、あるいは微震動という部分は、やはり公害になると思うのだが、こういう部分は、対策がないと書いてはいるが、やはり取り上げていかなければならないのかどうか。

○環境部環境対策課長(栗谷 正尚)

- ・ 最近、多くはなっている。非常に音がする、家が揺れるという苦情があって、私が行くが、私が行くと感じることはできない。申立者は、あんた方が来るとしなくなるんだと。夜中3時になるとなるということなので、朝の3時に行くこともあるが、やはりならない。やはりそういう方は、何回かお話をしても、例えば、震動であれば、一番理解してもらえるのが、コップに水を入れて、置いて、揺れませんかという話をしてくだとか、そうして少しずつ理解をいただく。あとは、見ている、私たちというよりも福祉とかにつなげたほうがいいのかなという案件も中にはある。そこは、保健福祉部と話をし、連携をして対応していただくということもあった。なかなかその部分は条例でというよりも、市民が困っている時に、環境部が行って話をし、何とかそういうほうにつなげ

ていくということで、条例で何かを規制するというと、対象が定かではない部分なので、なかなか公害防止条例に規定していくのは難しいと思っている。

#### ○能登谷 公委員

- ・ 定かではないと言うが、その人にとっては定かである。だけれども、いろいろ聞いていくと、隣近所は何ともないと言う。あそこのこういうところのこれがこうだからこういうふうになるんだと。手立てを全然していないわけではなくて、お金をかけていろんな手立てをして、それでもしようがなく、自分はもう移ったと。家はあるけれども、寝る時だけはそっちに行くのだと。結局最後は、私なんか入ると、市は何もやってくれないと。自分はこれだけすごいお金をかけて震動しないよういろんなことをやっているのだが、市はこのやったことに対しても理解しないというようなことを言われる部分も多いと思うが、結局、それも公害になるのか。その人にとっては特定の場所である。ここなんだと。出している側にとっては、出させないつもりではいると言うが、実際は何も対策はしていない。前はちらっとやってみただけで、本人がほとんどそういうことをやって、対策を講じている。だから結局、お金を要求するのではなくて、何とかその部分の中に市が入ってやってくれないかという苦情を議員に言ってくるという部分がある。私も今やっている部分もあるのだが。結局、そういう部分は、公害という部分の中では対処できないのか。

#### ○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 騒音とか振動であれば、対象の機械があつて、そこから出ると。それが何デシベル以上の音が出ているかということに対する規制なので、通常の事業活動で何らかの音が出ていることをすべからず、例えば市内全域を規制するとなると、非常にそれはそれで難しい問題がある。そもそも、騒音なり振動の環境基準というのは、大体7割の人が満足できるということなので、3割の方はうるさいと感じる、何とかしてほしいと思うところが、これを10割までもっていくとなると、果たしてそれに対する効果などいろいろ考えたときに、現実的なのかということもある。ここは本当に難しい部分で、困られているということも十分理解をするのだが、相手側に求めることに対して、その兼ね合い、バランスを見ながらということにどうしてもなってしまう。

#### ○能登谷 公委員

- ・ わかった。その人の親族の人が一緒に泊まっても、私も感じないと言う。どうしてもその人は、敏感なのか何か。今まで500万円以上のお金をかけている。そういうお金をかけてまでもやっている人たちというのは、環境部が担当するのではなくて、今度は保健福祉部の部分になるのか、市民部の部分になるのか、大変難しい部分になるんだろうけれども、恐らくこれからそういうことがふえてくると思う。特定の人だけと言ったらおかしいけれど、私だけがという感じの人がこれからふえてくるし、さっき言ったような福祉との関係の部分、こういう問題で鬱になるとかということもあるので、その辺の見極めは環境部でも難しいとは思いますが、頑張してほしいと思う。

#### ○池亀 睦子委員

- ・ 今後、エネルギー政策にかかわってくると思うが、住宅の中に結構大きなスペースでパネルが設置されたら。自宅でやっている分にはあまり感じないようなのだが、一定程度のものが住宅街にできた時に、かなりの熱を発生し、健康被害が起こると、テレビ番組で放送していた。実際に、函館市にもそ

ういう場所がある。もし、今後、検討会等で話があったように、因果関係を国は何も発信していない。ソーラーパネルをたくさん設置することによって、人的に何か、半径何メートル以内は熱がかなり放射されるとか、何かあるとか、そういうことを何も国は発信していないし、取り上げていない。今後、原発に頼らないという方向性を私たちも持っているが、そういった時に、エネルギーをどう取っていくのかという中で、今、孫社長が風力だとかいろいろ力を入れているが、ソーラーの因果関係とかは、今は公害としては上がってはいないけれども、やはり何か市としても、今はもう点在するようになってきているので、注視する必要があるのではないかと。それをすごく懸念するのだが、今の時点での環境部としての考えはどうか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 市のほうにも太陽光パネルの熱というよりも、反射する部分——光の部分についての規制はないだろうかという話がこれまで来たことはある。ただ、今、委員から話があったように、国でもまだほとんどその部分については検討をしていない状況なので、今後になろうかと思う。今、パネルの廃棄だとか、災害時に壊れた時、という話は国のほうで出ているが、いわゆる光害の問題はまだ出てきていないので、その部分については、中核市として国に直接、いろんな会議とかで要望を上げる場面があるので、そういうことも活用して、取り組んでまいりたいと思っている。

○池亀 睦子委員

- ・ そういう要望を出す、現場でこういう声が上がってきているんだと。国もしっかりとソーラーに対して、健康被害だとかないかどうかときちんと出してくれということ自治体として申し上げるべきだと思う。ふつうに家庭でも設置しているし、エネルギーを自分たちで生み出していくことはとても大事で、太陽光パネルを批判しているわけではなくて、なおさら推進していきたいという中で、気が付いたらこういうことがあるというのは許されないと思うので、声が上がっている時にどんどん、私たちも国会議員に申し上げるが、自治体からも言っていくことが必要だと思う。これは要望しておく。

○紺谷 克孝委員

- ・ 新たな課題に対する取り組みの中でのアスベストの関係だが、市議会でもいろいろ議論された経過もある。現状では、この条例ではやっていないということで、マニュアルか何かでやっていると思うけれども。そういう点で、今までの取り組みで、議会の中でもいろんな点で不十分だという指摘もたくさんあったと思う。現状どういうふうになっているかということと、それからどういう点が不足で、これから強化しようとしているのかという点についてお聞きしたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ アスベストは簡単に言うと、飛散性のアスベストと非飛散性のアスベストとがある。飛散性のアスベストについては、大気汚染防止法の規定で、例えば、こういうところに吹きつけられているものについては、きちんと密閉した空間の中で除去すると法令上決まっているので、それは大気汚染防止法に基づく届け出が出てくるので、私たちのほうで確認をして、負圧にして外に出られないようにして吸引機で引くので、その出口のところもきちんと測定器で測って、アスベストが外に出ていないかどうかは確認している。一方、これまで議会等で御議論いただいたのは、その飛散性という部分では

なくて、建材の中に含まれている非飛散性のアスベスト、通常レベル3と呼ばれているアスベスト。これが解体現場で、手ばらしとかできれいに外す分についてはあれなんだが、例えば重機で壊したりすると破断面からアスベストが飛ぶということで、壊し方、作業基準についてやはり条例などで対応すべきなのではないのかという御議論をいただいたと認識しているが、その部分についてはそもそも、直近で働いている作業員の方、石綿障害予防規則の対象となっている。石綿障害予防規則の中では、ある程度防具を付けた中で一部手ばらしで飛散しないよう解体しなさい、どうしても破断する場合には水をかけてやりなさいといった基準があるので、まず、市としては、基本的に石綿障害予防規則の中での作業基準があるので、それをきちんとやっていただくようにということも踏まえて、パンフレットなどをつくって、きちんと解体業者にまず周知徹底をしていこうと。それから、この4月から始めたものが、そもそもどこに使われているのかが非常にわかりづらいということがあって、建物の屋根のこういうところだとか、軒天に使われているだとか、いろんなところにレベル3などが使われているだとかというものをつけて、今、都市建設部のほうで、解体時に届け出が必要である、建設リサイクル法などで届け出が必要なので、ここで必ず確認をして、それから届け出をするようにというような取り組みをこの4月から始めたところである。こういうような取り組みをきちんとやっていく、それから結果を見て問題点があれば修正してやっていくということで、現行十分対応可能なんだろうということで、委員会のほうでもそういうお話をしてお話をして御理解いただいたということである。

#### ○紺谷 克孝委員

- ・ 現状でそういう考え方だと思うのだが、先ほどの話にもあったように、大気汚染防止法の改正が見込まれるということで、その中でアスベストに対して新たに強化される面はどういう点か。

#### ○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今、お話ししたとおり、レベル3の部分が、理屈はそうなのだが、現場的にそうならないところがあるのではないかとこの部分と、あとは災害時。災害でアスベストのある建物が倒れてしまうので、そのところをどうやって撤去、整備をしていくのかということとは大きな問題になっている。阪神・淡路大震災の時に、十分な知見がないまま解体現場に入って、今、発症という話もあるので、東北の大震災の時にはそれを踏まえて、解体現場に入る時には、事前に勉強会等々をやっていたというふうに聞いているが、それらの取り組みが十分ではないということで、総務省から指摘を受けた主な点だと認識しているので、その部分についての改正が見込まれるものと考えている。

#### ○紺谷 克孝委員

- ・ わかった。今、言った話とは別に被害者のほうの関係だと、裁判で長年働いていた方に健康被害があって、それで勝訴したという事例もある。そういう点で、先ほどおっしゃった解体作業を長年やっている方に健康被害が出てきた場合、あるいは職場でアスベストのあるところ、発覚した以前からずっと働き続けていて、健康被害が出たのではないかと。そういうところの健康診断だとか、治療だとか、そういうことも公的に必要になってくるのではないかと。条例上とか考え方で、その当たりについては、今まであった函館市のアスベストの被害の中でもそういうことがいろいろ問題になった。例えば学校であれば、子供たちが、長年、そういうところにおいて、将来健康被害が出てきた場合にどうなのかという問題も究極的にはある。解体事業で働いている民間の作業員に健康被害が出てきた場合

とか、そういうことについて考え方としてどうなのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 報告書の21ページをご覧いただきたいのだが、解体現場、解体方法についての作業基準は大気汚染防止法によるが、例えば、アスベストの救済措置であれば、この「主な公害関係法令等の制定」の平成18年のところをご覧いただきたいのだが、「石綿による健康被害の救済に関する法律」というものがあるので、法律自体はこのような法律である。健康診断等々については、今、公害問題ということではなく、原因は公害だが、保健所が窓口となり、いろいろな取り組みをやっているの、相談があれば、保健所と連携しながら、こういう制度がありますよということも含めていろいろ対応していきたいと思っている。

○紺谷 克孝委員

- ・ そうすると、健康被害その他の問題は、大気汚染防止法には入ってこないということによいか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 健康被害の救済制度については、大気汚染防止法に規定はない。

○紺谷 克孝委員

- ・ そうすると、この平成18年の石綿による健康被害の救済に関する法律があるので、条例上とか、今はいろんなマニュアルがあるが、そういうところではそういうところでは触れていかないということで考えてよいか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ マニュアルの中では、石綿の健康被害の部分については、こういう救済制度がありますよと、当然、労働基準監督署とかもかかわってくるので、そういう相談先等々については記載している。

○紺谷 克孝委員

- ・ わかった。

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ ほかに、発言ないか。（なし）
- ・ 理事者は退室願う。

（環境部 退室）

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 議題終結宣告

---

2 その他

○委員長（斉藤 佐知子）

- ・ 次に、2のその他だが、各委員から何か発言あるか。

○荒木 明美委員

- ・ 市内で不法投棄があるという話をちょっと聞いた。不法投棄をされたら、その土地の人がそれを処理しなければならないと環境部に確認できたのだが、そういう個別案件を聞いているのではなくて、函館市内のこれまでの不法投棄だとかをこの委員会で話をしたことがあるのか、また、そういったル

ールというものが文書になっているとかというものがあれば資料請求をしたいと思っている。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 過去の不法投棄についての資料があればほしいということか。（「過去のものはある」との声あり）

○池亀 睦子委員

- ・ 委員会として必要か。（「委員会ではいない」との声あり）

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 過去の資料はあるということなので、委員会としてではなく、個人でとっていただきたい。

○荒木 明美委員

- ・ わかった。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午前11時25分散会